

施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、
さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

■子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

施設型給付

認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所を対象とした財政支援



認定こども園 0～5歳

幼保連携型*

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

*幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等、制度改善を実施。



幼稚園

3～5歳



保育所

0～5歳

*新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

*私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援



小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

*いすれも原則 0～2歳



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	*教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	*保育短時間 *保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	*保育短時間 *保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

給付の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

■給付の基本構造

- 施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格※)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担)を控除した額となります。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」「保育必要量」「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

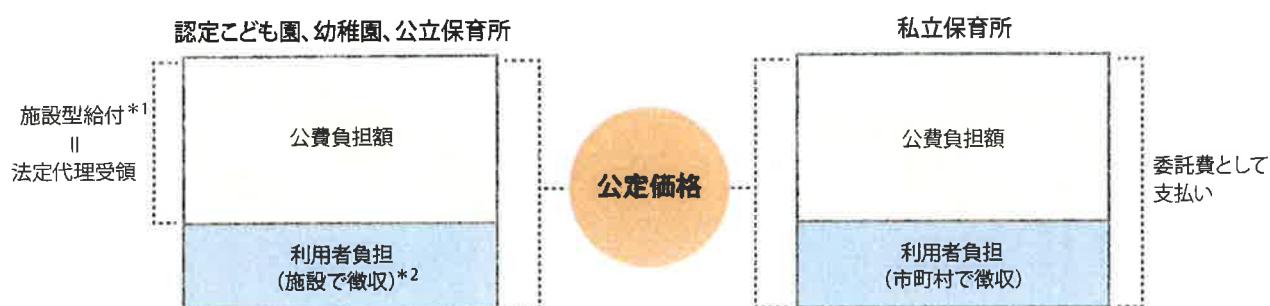
※教育標準時間(1号)認定については、地方単独費用部分を含めた、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格となります。

- 給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担は施設が利用者から徴収します)。

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われます。

- 給付(私立保育所の場合は委託費)は施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けます。

公定価格の仕組み(イメージ図)

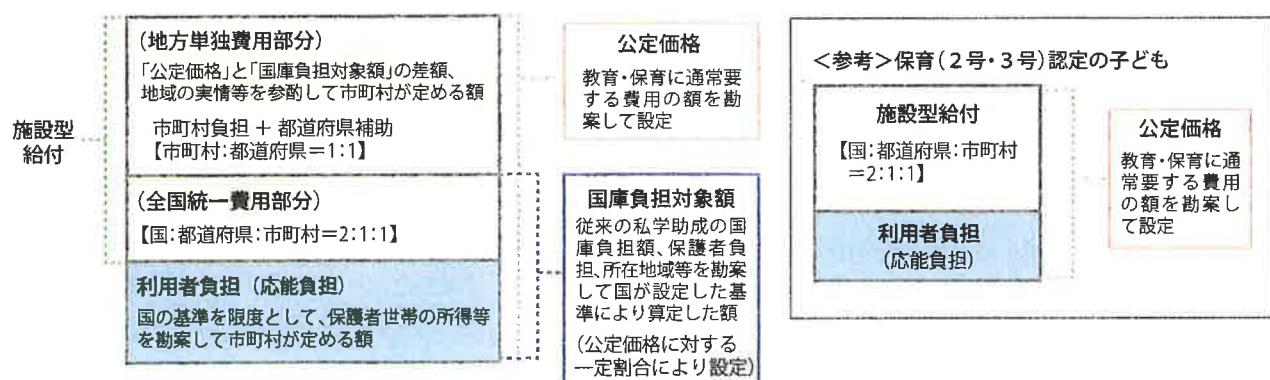


*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。

*2 公立保育所の場合は市町村へ支払いいます。

■教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造

- 教育標準時間(1号)認定の子どもに係る施設型給付については、私立幼稚園に係る従来の国・地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的に支給されます。



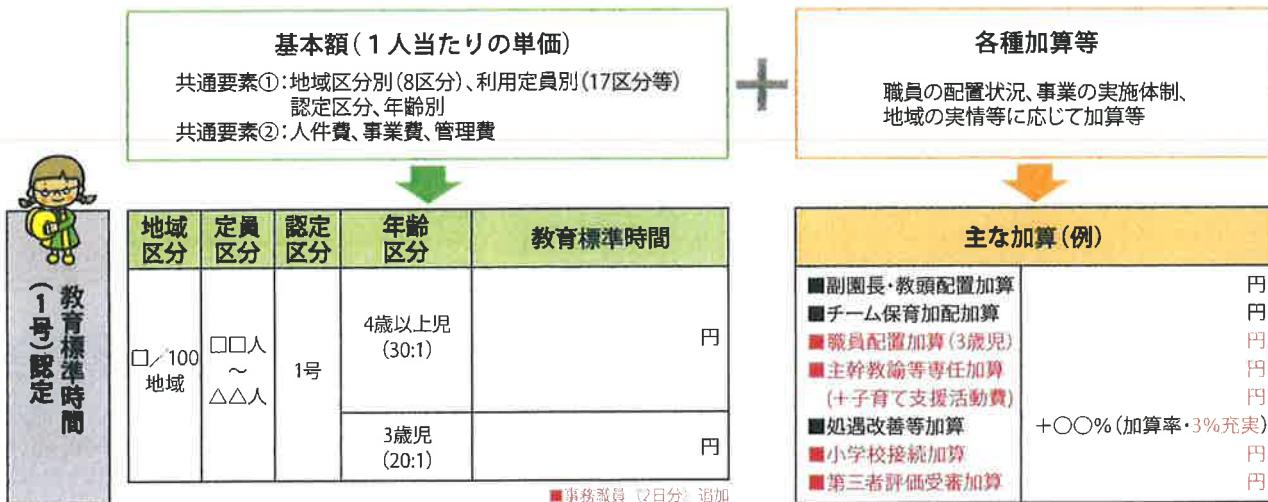
公定価格の骨格(イメージ)

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従来の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定しています
(消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成)。

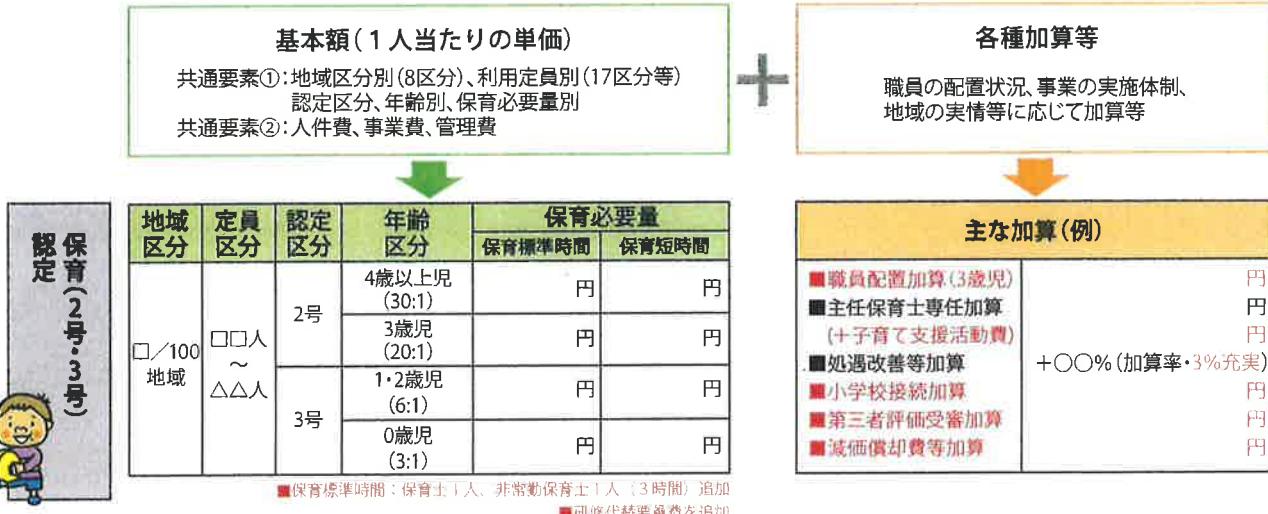


POINT 赤字部分は「質の向上」による事項です。

■ 幼稚園(教育標準時間(1号)認定)

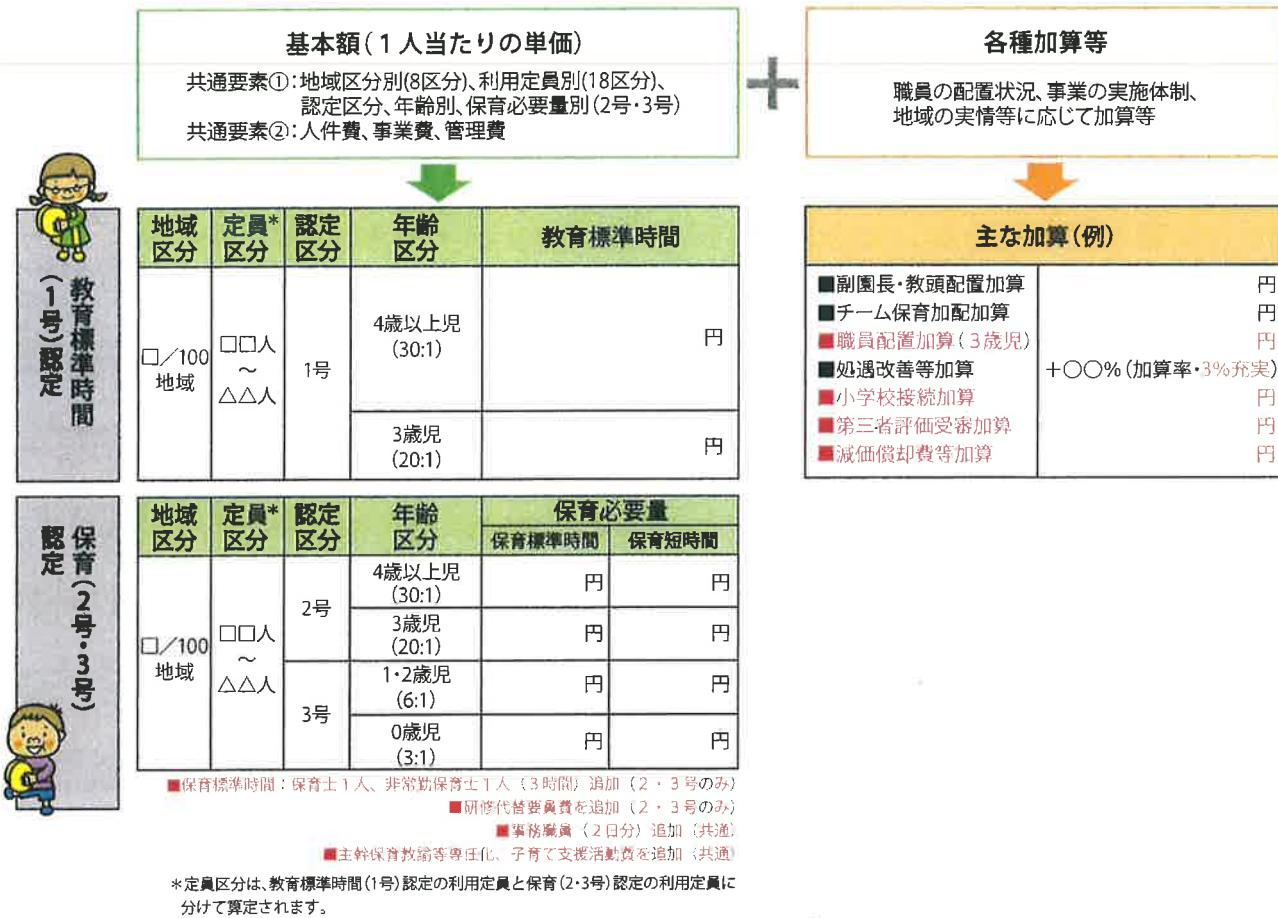


■保育所(保育(2号・3号)認定)一

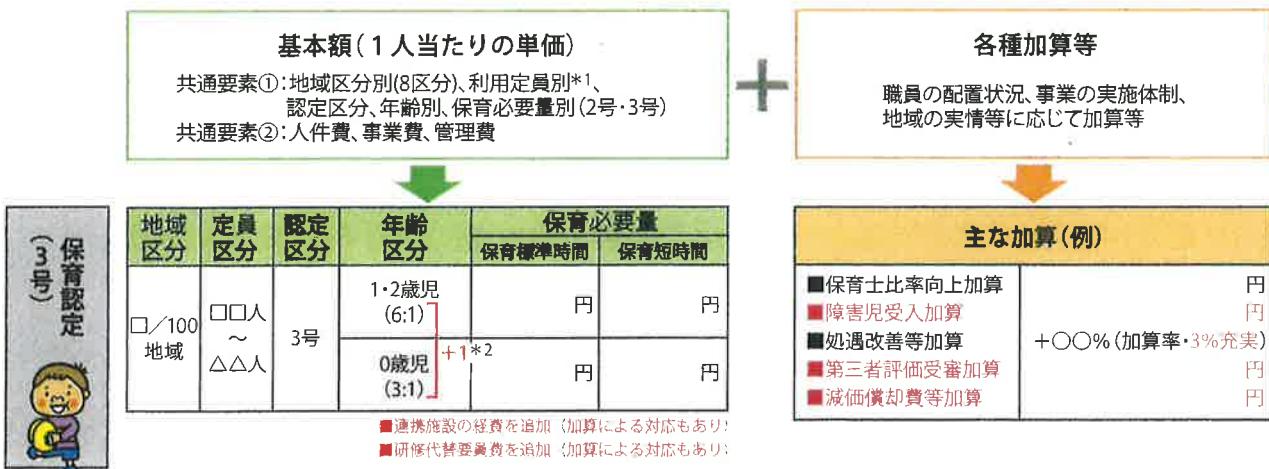


■認定こども園(教育標準時間(1号)認定、保育(2号・3号)認定)

●教育標準時間(1号)認定、保育(2号・3号)認定において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定しています。



■地域型保育事業(保育(3号)認定)



*1 事業所内保育事業: 8区分、小規模保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育:なし

*2 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)は、兼員1名の追加配当